

「日経エネルギーNext ビジネス会議」 2021年度参加規約

本規約は、株式会社日経 BP（以下「当社」という）が実施する「日経エネルギーNext ビジネス会議」（以下「本会議」という）の参加に関し、適用するものとします。

第 1 条（目的）

1. 本会議は、本会議参加者（第 3 条に定義）に対して、当社が別途定める情報とディスカッションの場を提供することを目的とします。
2. 本会議の趣旨、目的、活動内容、スケジュール、本会議参加費用及びその他の必要な事項は、別途当社が定めるものとします。

第 2 条（体制）

本会議の事務局は、東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 12 号 株式会社日経 BP マーケティングに設置し、これが本会議の企画・運営を行うものとします。

第 3 条（本会議参加者）

1. 本会議参加者とは、本規約を承認のうえ所定の様式により参加の手続きをし、当社が参加を承諾した法人を言います。なお法人とは団体を含むものとします。
2. 当社及び本会議参加者は、本会議参加者について、本会議に参加している事実を公開できるものとします。
3. 本会議参加者は、参加の手続きにおいて、本会議参加者に所属する個人を 指定し、本会議に参加するものとします。

第 4 条（本会議参加費）

1. 本会議参加費は、参加申込日にかかわらず参加区分に応じて申込書記載の通りとし、本会議参加者は、当社が別途指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。
2. 当社は、いったん支払いを受けた本会議参加費を返還しないものとします。

第 5 条（本会議の対象期間）

本会議の対象期間は、第3条1項に基づく登録承認日から、2021年度については2022年3月31日までとします。

第 6 条（著作権）

1. 本会議参加者が自己の属する法人に既に存在する著作物又は第三者が著作権を有する著作物を本会議の中で公開・公表する場合、当社はその著作物を、当該法人・団体等又は当該第三者の著作物を対価の支払いなく、報告書等（報告書や会報誌など）に利用（報告書等に掲載し配布すること、公衆送信することを含むがこれらに限らない）できるものとします。但し、本会議参加者は前述の当社による利用に先だって、予め当該法人又は当該第三者から必要な許諾を得るものとします。なお、必要な許諾が得られない場合、本会議参加者は当該著作物を本会議で公開する前までに、又は公開後速やかに当社に通知したうえで、その取扱いを協議するものとします。
2. 本会議参加者が本会議で発言・討議した著作物を公表、展示、貸与、上映、公衆送信又は公に口述する場合は、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。
3. 当社は報告書等の要約版を作成することがあります。この場合、本会議参加者は要約版を使途の制限なく利用することができます。
4. 本会議参加者が報告書等の全部又は一部を転載等により利用することを希望した場合、予め当社の定める手続に従って申請し、承諾を受けることにより利用できるものとします。
5. 当社は報告書等を有償での販売等、自己の事業の用に供することができるものとし、本会議参加者はこれを承諾します。

第 7 条（知的財産権等）

本会議の実施に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という）に係る権利（これらを受ける権利を含み、著作権は除く。以下「知的財産権等」という）の取扱いは、次に定めるとおりとします。

- (1)発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属します。他の本会議参加者が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用の許諾実施料及び利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとします。
- (2)発明等が共同の創作にかかる場合は創作者間での共有とし、特段の合意がない限りその持分は均等とします。出願費用は共有者の各持分に応じ負担するものとし、その他手続についてはその都度共有者間で協議して定めます。また、知的財産権等につき第三者に対し通常実施権を許諾し、持分を譲渡もしくは質権等を設定しようとするときは、その都度他の共有者の書面による事前の承諾を得なければなりません。

第 8 条（秘密保持義務）

1. 「秘密情報」とは、本会議の対象期間の前後を問わず、本会議を通じて当社又は本会議参加者（以下「開示者」という）から他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、秘密と指定のうえ開示される一切の情報をいいます。
2. 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとします。
 - (1)開示されたとき既に公知であったもの。
 - (2)開示後、被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。
 - (3)開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。
 - (4)開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
 - (5)法令、規則、裁判所の決定・命令及び正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。

3. 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、本会議参加者は、報告書等に本会議参加者が本会議にて開示した秘密情報を掲載することを予め承諾するものとし、承諾できない場合は、当該秘密情報を開示前に、又は開示後速やかに当社へ通知し、その取扱いを協議するものとします。
5. 被開示者は、本会議の対象期間満了又は終了の後ただちに、秘密情報（複製を含む、但し前項の報告書等を除く）に関する全ての資料を開示者の指示により返却、消去又は廃棄するものとします。
6. 本条の規定は、本会議の対象期間満了及び終了後も有効とします。

第 9 条（個人情報の取り扱い）

当社は、第3条3項に基づく本会議参加者の指定した個人の個人情報を、当社の定める個人情報保護方針に基づき取り扱うこととします。

第 10 条（参加者の義務）

本会議参加者は、本会議に参加している事実を悪用する等、当社又は他の参加者の名誉、信用を傷つけるような行為を行ってははいけません。万が一このような行為により当社又は他の参加者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

第 11 条（損害賠償責任）

1. 本会議の実施に関し、本会議参加者が他の本会議参加者又は当社の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合、損害を与えた本会議参加者又は当社は、損害を受けた本会議参加者に対しその損害を賠償するものとします。
2. 本会議の実施に関し、当社が本会議参加者の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合、損害を与えた本会議参加者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。
3. 本規約に関連し生じた損害賠償額は当該損害を与えた者と受けた者の当事者間の協議により定めま

第 12 条（第三者への損害賠償責任）

1. 本会議の実施に関し、当社が違法行為又は第三者の権利を侵害したことにより第三者に損害を発生させた場合、当社の責に帰すべき事由により生じたものについては当社がその責任において解決します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社の違法行為又は第三者の権利の侵害が、本会議参加者の指示を原因として生じた場合又は本会議参加者が権利侵害の事実を知りながらこれを当社に告げずに看過した場合等、本会議参加者の責に帰すべき事由により発生した場合は、当該本会議参加者がその責任において一切を処理するものとします。

第 13 条（当社の責任範囲）

1. 当社は、本会議を実施するにつき、本規約及び強行法規に定める以外に何らの責任を負わないものとします。
2. 本会議の実施に付随して、当社から本会議参加者へ提供された報告書、資料、新規著作物及び助言等（以下総称して「資料等」という）は、提供時点で入手可能な情報及び経済、市場又はその他の状況に基づくものであり、提供後の状況の変化によってそれらの結果が影響を受ける可能性があり、当社は当該結果の内容如何にかかわらず、資料等を修正、変更ないし補足する義務を負わないものとします。また、当社は、本会議参加者が資料等を利用した結果について法的な義務及び責任を負わないものとします。
3. 当社は、天災、騒乱等の不可抗力その他当社の支配の及ばない事由により本会議の全部又は一部の履行遅延又は履行不能が生じた場合、これにつき債務不履行の責を負わないものとします。

第 14 条（利用の終了）

1. 本会議参加者が次の各号の一に該当する場合、当該参加者は直ちに本会議の利用を終了したものとみなされます。
 - (1)本規約に違反したとき。
 - (2)重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたとき。
 - (3)本会議参加者、その役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
 - (4)当社に届出た情報の全部又は一部が真実と異なることが判明したとき又は表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき。
 - (5)その他、本会議の実施にあたって重大な支障が生じると認められたとき。
2. 当社は、当社の責に帰さない事由により本会議の実施が事実上困難になった場合、事務局を通じて本会議参加者に通知することをもって、本会議を終了することができるものとします。

第 15 条（本規約の変更）

当社は、本規約を適宜変更できるものとします。本規約を変更したときは、当社は事務局を通じてすみやかに、本会議参加者に対し当該変更を通知します。

第 16 条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争の解決は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（疑義の解決）

本規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度本会議参加者と当社の間で協議し、誠意をもって解決するものとします。

付則

2018年3月7日発効

2021年2月8日改定